

2016 年 9 月

危機管理ニュース

韓国の「不正の請託及び金品等の授受の禁止に関する法律」が施行

弁護士 甲斐淑浩

Contents

- 韓国で 9 月 28 日に「不正の請託及び金品等の授受の禁止に関する法律」が施行された。
- 本法は、公職者等への金品授受等を禁止するものであるが、「公職者等」の対象範囲が広範で報道関係者や学校関係者等も含まれる上、「職務関連性」と無関係の金品授受も処罰されるため、処罰範囲が極めて広いという特徴がある。
- 韓国でビジネス展開する企業は、既存の社内規程等が本法の基準を満たすものかを確認し、社内体制の見直しを検討することが必要となる。

1. 不正の請託及び金品等の授受の禁止に関する法律の成立背景

韓国で 2014 年 3 月に「不正の請託及び金品等の授受の禁止に関する法律」(以下「本法」)というが成立し、本年 9 月 28 日に施行された。

韓国では、2011 年に女性検事が男性弁護士からベンツ等の金品を受け取ったという斡旋収賄事件が起きるなど(最終的に職務関連性がないとして無罪)、近時、公職者の収賄事件が多発して社会問題化した。そのような社会背景の下、国民権益委員会の金英蘭(キム・ヨンラン)委員長的主导で本法が立案されて国会に提出された(そのため、本法は「キム・ヨンラン法」とも呼ばれている)。

本法は、公職者等への金品授受等を幅広く禁止するものであるが、「公職者等」の対象範囲が広範で報道関係者や学校関係者等も含まれる上、職務関連性と無関係の金品授受も処罰されるため、処罰範囲が広すぎるとの批判もあり、憲法裁判所で合憲性が争われるという経緯もあった(憲法裁判所は合憲判断)。

本稿では、以下、本法の概要や企業が留意すべき点を説明する。

2. 本法の概要

1. 適用対象

(1) 公職者等

本法の大きな特徴のひとつとして、「公務員」に限られず、「公職者等」に広く適用されることである。本法の「公職者等」は以下の者を含む。

- ①「国家公務員法」又は「地方公務員法」による公務員及びその他の法律により公務員と認められる者
- ②「公職者倫理法」3 条の 2 による公職関連団体(韓国銀行、公企業等)並びに「公共の運営に関する法律」4 条による機関(公共機関)の長及び役職員
- ③「初・中等教育法」、「高等教育法」、「幼児教育法」その他の法令に基づいて設置された各級学校の長及び教職員並びに「私立学校法」による学校法人の役職員
- ④「言論仲裁及び被害救済等に関する法律」2 条第

12号に基づく報道機関の代表者及び従業員

(2) 公務を遂行する民間人

公職者等に対する規制は、以下の公務を遂行する民間人にも準用される(11条)。

- ①「行政機関所属委員会の設置・運営に関する法律」その他の法令に基づいて設置された各種委員会の委員のうち、公職者でない委員
- ②法令に基づいて公共機関の権限の委任・委託を受けた法人・団体又はその機関・個人
- ③公務を遂行するために、民間部門から公共機関に派遣された者
- ④法令に基づいて公務上の審議評価等を行う個人又は法人・団体

このように本法は、公務員に限られず、民間人にも広範囲に適用され、国民権益委員会によれば、本法が適用される機関・団体は4万919所に上るという(9月5日現在)。

2. 公職者等の金品等の授受の禁止

(1) 金品提供者に対する制裁

a. 公職者等への金品等の授受

公職者等は、職務に関連するかどうか及び寄付・後援・贈与などその名目にかかわらず、同一人から1回に100万ウォン(約9万円)又は毎会計年度に300万ウォン(約27万円)を超える金品等を収受、要求又は約束してはならないとされており(8条1項)、これに反すると3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金を科せられる(22条1項1号)。

収賄罪が成立するためには、公務員がその職務に関して賄賂を収受、要求又は約束しなければならず(韓国刑法129条)、この職務関連性の立証は必ずしも容易でなく、収賄罪の捜査・公判を困難なものにする一因となっているが、本法では職務関連性がなくとも広く処罰対象となるところが大きな特徴である。

また、公職者等が「職務に関して」1回に100万ウォン又は毎会計年度に300万ウォン以下の金品等を収受、要求又は約束することも禁止されており(8条2項)、これに反すれば金品等の価額の2倍以上5倍以下に相当する金額の過料に処せられる(23条5項1号)。

授受が禁止される「金品等」は、①金銭、有価証券、不動産、物品、宿泊券、会員券、入場券、割引券、招待券、観覧券、不動産等の使用权等の一切の財産的

利益、②食物、酒類、ゴルフ等の接待又は交通・宿泊等の便宜提供、③債務の免除、就職の提供、利権の付与その他の有形・無形の経済的利益が含まれ(2条3項)、非常に広範囲の利益が対象となる。

b. 公職者等の配偶者への金品等の授受

本法のもうひとつの大きな特徴として、公職者等の配偶者は、公職者等の職務に関連して、公職者等が授受することが禁止される金品等(以下「授受禁止金品等」という)を収受、要求又は約束することを禁止されている(8条4項)。これは、公職者等の配偶者を介して金品等を授受することにより、公職者等に対する規制を潜脱するのを防ぐ趣旨である。

c. 例外

下記の金品等は、例外的に公務員等に授受することが認められている。

- ①公共機関が公職者等に支給したり、上級公職者等が慰労等の目的で下級公職者等に提供する金品等
- ②円滑な職務遂行、社交儀礼又は扶助の目的に提供される食物、贈り物、慶弔費等で以下の価額の範囲内の金品等

食物	3万ウォン(約2700円)
贈り物	5万ウォン(約4500円)
慶弔費	10万ウォン(約9000円)

(注)ただし、食物、贈り物を一緒に授受する場合、合算して5万ウォン。食物・贈り物・慶弔費を一緒に授受する場合、合算して10万ウォン

- ③私的取引による債務の履行等の正当な権原によって提供される金品等
- ④公職者等の親族が提供する金品等
- ⑤公職者等の職員互助会等の社会団体等が定める基準に基づいて構成員に提供する金品等
- ⑥公職者等の職務に関連する公式行事で主催者が参加者に通常の範囲内で一律に提供する交通、宿泊、飲食物等の金品等
- ⑦不特定多数の者に配布するための土産や広報用品等又は競争・抽選を通じて受ける報酬や商品等
- ⑧法令、基準又は社会常規に基づいて許容されている金品等

例外として授受できる金品等がかなり広く認められているが、文言が抽象的であり、実際にどの範囲まで例外として認められるのか判断が難しく、今後の実務上の事例の集積を待つ必要がある。

(2) 金品等の提供者に対する規制

本法は、何人も、公職者等に又はその公職者等の配偶者に授受禁止金品等を提供したり、その提供を約束したり又は意思表示をしてはならないと定めており(8条5項)、これに反すると3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金が科せられる(22条1項3号)。

法人の両罰規定も定められているので(24条)、企業の役職員が公職者等に授受禁止金品等を提供した場合、その役職員のみならず、企業自体も処罰される可能性がある。企業がその違反行為を防止するため当該業務について相当の注意及び監督を怠らなかった場合には処罰を免れる(同条ただし書き)。

3. 不正の請託の禁止

(1) 禁止行為

本法は、何人も、直接又は第三者を通じて、職務を遂行する公職者等に対して、一定の対象行為について不正の請託をしてはならないと定めている(5条1項)。本法は、これまで処罰することのできなかった、金品等の授受を伴わない不正の請託自体を犯罪化したものであり、本法の大きな特徴のひとつである。

不正の請託が禁止される対象行為として、①許認可等の法令で一定の要件を決めておき申請を受けて処理する職務について、法令に反して処理させる行為、②行政処分又は刑罰賦課について、法令に反して減輕又は免除させる行為、③公職者等の人事について法令に反して介入し又は影響を与える行為、④入札、競争等に関する職務上の秘密を法令に反して漏えいさせる行為、⑤事件の捜査、裁判、審判、仲裁、和解等を法令に反して処理させる行為等の15種類の行為が幅広く定められている(5条1項)。

(2) 例外

公職者等への請託が認められる例外として、①「請願法」、「請願事務処理に関する法律」、「行政手続法」、「国会法」その他の法令、基準で定める手続・方法に応じて、権利侵害の救済・解決を要求し、それに関連する法令・基準の制定・改正・廃止を提案・建議するなど特定の行為を要求する行為、②公然と公職者等に特定の行為を要求する行為、③公共機関に職務を法定期限内に処理するよう申請・要求し、その進捗状況・措置の結果等について確認・問合せ等をする行為等の7類型を定めている(5条2項)。

(3) 罰則

第三者のために公職者等に不正の請託をした者は、2千万ウォン以下の過料に処せられる(23条2項)。また、第三者を通じて不正の請託をした者は、1千万ウォン以下の過料に処せられる(23条3項)。いずれの場合にも法人の両罰規定がもうけられている(24条)。

3. 企業が留意すべき点

1. 本法に対応した社内体制の見直し

企業の中には、公務員の接遇について特別に社内規程やガイドラインをもうけ、金額基準や事前承認等の内部手続を定めているところもある。特に韓国においてビジネス展開している企業については、既存の社内規程等が本法の基準をクリアしているかを早急に確認し、社内規程等の見直しの要否を検討する必要がある。また、現段階では本法に関する情報は限られたものであるが、できる限り最新情報の収集に努めて社内での情報共有を図る必要がある。特に韓国ビジネスを担当する社員に対しては、特別に本法に関する研修を実施することも考えられる。

2. 法人処罰のリスクの軽減

本法は、法人の両罰規定をもうけており、企業の役職員が違法行為を行うことにより、企業も刑事責任を問われるおそれがある。企業がその違反行為を防止するため当該業務について相当の注意及び監督を怠らなかった場合には処罰を免れることができるため、上記のような社内規程等の見直しや研修を積極的に行うことは法人処罰のリスクを軽減することにもつながる。

3. 本法の適用状況の情報収集

日本の捜査当局が摘発する贈収賄事件の検挙件数は減少傾向にあるのに対し、韓国の捜査当局は積極的に贈収賄事件を摘発しており、日本に比して厳しい刑罰を科している。

韓国の捜査当局は、本法も積極的に適用して摘発することが予想される。本法は、例外規定の文言が抽象的で、どの範囲で適用されるか明確でない点があり、韓国の捜査当局の運用いかんによるところが少なくない。したがって、しばらくは韓国の捜査当局がどのような範囲で本法を適用して摘発していくかを慎重に見守って情報収集する必要がある。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 甲斐淑浩

yoshihiro.kai@amt-law.com

Tel: 03-6888-5694

Fax: 03-6888-6694

<http://www.amt-law.com/professional/profile/YOK>

- 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、DRG-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
- 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins3.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MORI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com